

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨と考え方

群馬県では、1996（平成8）年10月に制定した「群馬県環境基本条例」に基づいて、1997（平成9）年2月に、本県における環境行政の指針となる最初の「群馬県環境基本計画」を策定しました。

県では、1996（平成8）年から2005（平成17）年までを計画期間とするこの基本計画に沿って、大量生産、大量消費、大量廃棄社会を見直し、環境との調和、持続的に発展する社会を目指して各種の環境施策を進めてきました。

2006（平成18）年3月には、実践・実行を念頭に置いた「群馬県環境基本計画2006－2015」を策定し、「群馬の豊かな自然を守り、育む」「環境への負荷が少ない循環型社会をつくる」「自主的取組と各主体間の連携を進める」の基本目標のもと、環境に関する取組を推進しました。

その後、中間年にあたる2010（平成22）年度に、計画の理念や基本的な考え方は継承しつつ、今日的な視点から必要な見直しを行い、「群馬県環境基本計画2011－2015」として改定しました。

2016（平成28）年3月には、現行計画の「群馬県環境基本計画2016－2019」を策定し、「豊かで持続的に発展する環境県群馬を目指す」をメインテーマとして、県民生活の水準を維持増進させつつ、温室効果ガスやごみ等の環境に負荷を与えるものの排出が抑制された、質が高く持続可能な環境県づくりを目指してきました。

また、この間に新型コロナウイルスの感染拡大や、これに伴うデジタル化をはじめとするニューノーマル（新常態）への転換、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組など、社会経済情勢が大きく変化している中で、これらに対応した新たな環境行政の展開が必要になってきています。

そこで、このような社会経済情勢の変化等に対応し、これまでの環境行政の取組の成果や県民意識の変化などを踏まえて、新たな基本計画を策定するものです。

- 1 長期的視点に立ち、ぐんまの環境のあるべき姿や目標を示す。
- 2 あるべき姿や目標の達成に向け、計画期間内に取り組む施策を明らかにする。
- 3 環境・経済・社会の課題を統合的に解決することを目指すSDGs（持続可能な開発目標）の考え方も活用し、施策を推進する。
- 4 「ぐんま5つのゼロ宣言」実現のための取組は、重点取組に位置付け、強力に推進する。

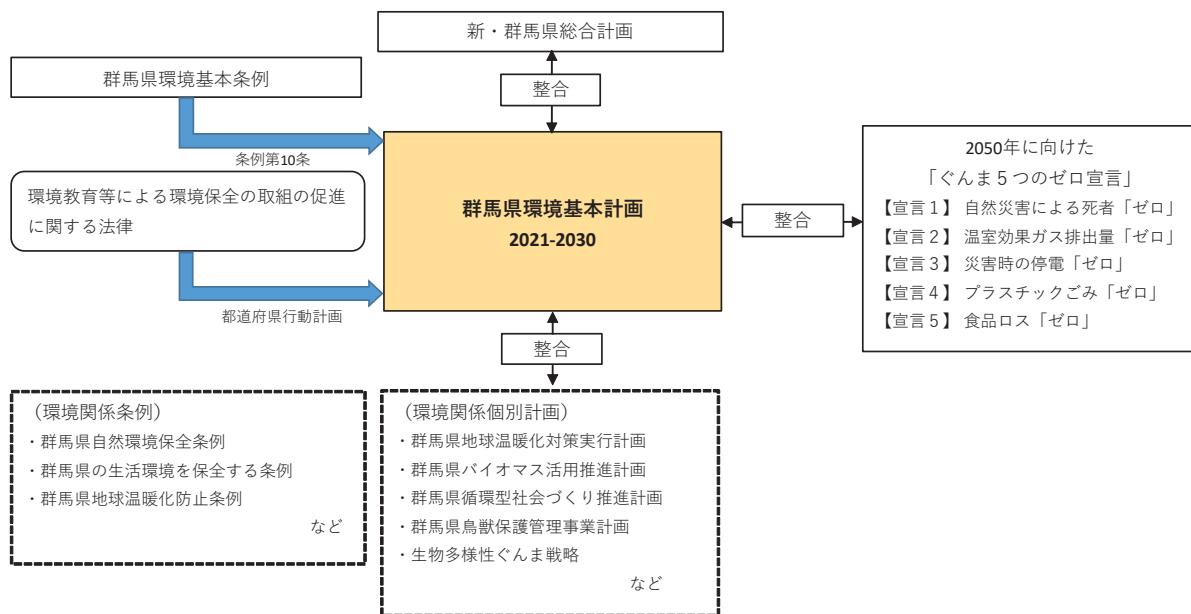
第2節 計画の性格と役割

本計画は、群馬県環境基本条例第10条の規定に基づいて策定するもので、次のような性格と役割があります。

- 1 群馬県の良好な環境の保全と創造に関する取組の総合的かつ計画的な推進を図る。
- 2 「新・群馬県総合計画」を環境面から推進する。
- 3 群馬県の良好な環境の保全と創造に関する各計画や施策の上位計画であり、良好な環境の保全と創造に関する各計画や施策は、本計画に基づいて策定・実施する。
- 4 その他の環境に影響を及ぼすと認められる施策は、本計画との整合を図る。

なお、環境教育等促進法に基づく環境学習等推進行動計画を本計画の一部として位置付ける。

群馬県環境基本計画2021-2030と新・群馬県総合計画及び環境関係個別計画等の体系図



第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とし、概ね5年程度を目途に必要な見直しを行います。

なお、環境施策は長期的な展望をもって取り組む必要があることから、本計画では、概ね20年後（2040年）のあるべき姿を将来像として設定し、その実現に向けた2030（令和12）年の姿（長期的な目標）と施策の方向を示します。

第4節 計画の構成

本計画は、全6章から構成されています。各章で記載されている主な内容は、次のとおりです。

<計画の構成図>

第1章 計画の基本的事項

計画策定の趣旨と考え方、計画の性格と役割、計画の期間及び構成を示します。

第2章 計画の基本方向

本県の環境行政の振り返りや環境の現状等を示します。

第3章 群馬県が目指す将来像と計画の基本的目標

本県が目指す環境の将来像と計画の基本的目標を示します。

施策の展開方向・取組内容

第4章 施策体系と重点取組

施策の方向を「4つの柱」に区分して設定し、特に力を入れて取り組む施策を示します。

<施策の柱（4本柱）>

I 地球温暖化対策の推進

II 持続可能な循環型社会づくり

III 自然との共生と森林（もり）づくり

IV 安全・安心で快適な生活環境づくり

第5章 施策・事業の展開

実施する施策・事業を4つの柱ごとに網羅的に示します。



第6章 進行管理

計画の進行管理を示します。